

7. 先方負担料金の変更または参照

7.1 先方負担料金を変更または参照する[オンライン取引対象]

2023年9月版

7.1 先方負担料金を変更または参照する[オンライン取引対象]

オンライン取引の振込・振替で、先方負担料金を変更または参照する手順について説明します。

振込・振替の適用料金には、次の2つがあります。

標準料金：ゆうちょ銀行が設定した料金（初期設定で適用）

個別料金：お客さまが個別に設定する料金

7.1.1 先方負担料金を変更または参照する



1. [契約法人ステータス]画面で、[契約法人管理情報変更]-[振込・振替先方負担料金登録/変更/参照]リンクをクリックします。



2. [振込・振替先方負担料金設定]画面で、**実行** ボタンを押します。

[期間選択が表示されている場合]



期間選択が表示されている場合、対象の期間を選択して、

実行 ボタンを押します。

メモ

料金の改定が予定されている場合、期間選択が表示されます。料金の改定日を経過している場合、期間選択は表示されません。

トップ > 契約法人確認暗証変更 > 振込・振替先方負担料金登録/変更/参照

先方負担料金変更/参照 CIBMU516

現在の設定内容を表示します。
標準料金に変更する場合は、契約法人確認暗証番号を入力し、「標準料金使用」ボタンを押してください。
先方負担料金を個別に変更する場合は、「個別料金設定」ボタンを押し、次画面にて登録してください。

適用料金

料金指定日が2019/05/31以前のお取引に適用される料金を表示しています。

料金 標準料金使用

先方負担料金

料金計算方法 据置型

基本金額	先方負担料金 (差引金額)	
	ゆうちょ銀行あて	他金融機関あて
50,000円未満	100円	220円
50,000円以上	100円	400円

先方負担料金を標準料金に変更するには、契約法人確認暗証番号の認証が必要です。
料金計算方法を変更するには、契約法人確認暗証番号の認証が必要です。

契約法人確認暗証番号 ●●●●●● 半角英数字4～12桁

ソフトウェアキーボード +

① 標準料金使用 ② 料金計算方法切替 ③ 個別料金設定

← 参照終了

↑ ページ上へ

3. [先方負担料金変更/参照]画面で、現在の先方負担料金の設定内容を変更または参照します。

変更または参照が完了したら、

参照終了 ボタンを押します。

● **適用料金を標準料金に変更する場合**

契約法人確認暗証番号を入力して、

① **標準料金使用** ボタンを押します。

標準料金への変更が完了して、適用料金に「標準料金使用」と表示されます。



標準料金の場合も、料金計算方法を設定できます。初期設定は、「据置型」になります。

● **先方負担料金の料金計算方法を変更する場合**

料金計算方法で、「据置型」、「未満料金加算型」または「以上料金加算型」を選択して、契約法人確認暗証番号を入力したあと、

② **料金計算方法切替** ボタンを押します。

→ 「7.2.1 先方負担料金の計算方法を確認する」参照

料金計算方法の変更が完了して、先方負担料金（差引金額）の料金の表示が変更されます。

● **先方負担料金を個別に登録または変更する場合**

③ **個別料金設定** → [手順 A]へ



料金改定日が予定されている場合、改定日までに改定後の個別料金を設定する必要があります。設定しない場合、送金時に標準料金が適用されます。

[手順 A] 先方負担料金を個別に登録または変更する

トップ > 契約法人管理情報変更 > 振込・振替先方負担料金登録／変更／参照
個別先方負担料金登録／変更 CIBMU517

先方負担料金を個別に登録／変更します。

▲ 送金指定日が2019/05/31以前のお取引に適用される料金を登録／変更します。

先方負担料金

基準金額及び、基準金額毎の先方負担料金（差引金額）を入力してください。
標準料金を読み込む場合は、「標準料金読込」ボタンを押してください。

料金計算方法 据置型 標準料金読込

基準金額		先方負担料金（差引金額）	
		ゆうちょ銀行あて	他金額機関あて
30,000	円未満	80	200
30,000	円～ 50,000 円未満	100	200
50,000	円～ 円未満	100	350
	円～ 円未満		
	円～ 円未満		
	円以上		

基準金額と先方負担料金の登録を行います。
個別に入力した先方負担料金をマスタ登録するには、契約法人確認暗証番号の確認が必要です。
契約法人確認暗証番号を入力し、「マスタ登録」ボタンを押してください。

契約法人確認暗証番号 ●●●●●● 半角英数字4～12桁

ソフトウェアキーボード +
戻る

クリア
キャンセル
マスタ登録 >

▲ ページ上部へ

1. [個別先方負担料金登録／変更]画面で、料金計算方法で「据置型」、「未満料金加算型」または「以上料金加算型」を選択して、基準金額、先方負担料金（差引金額）および契約法人確認暗証番号を入力したあと、

マスタ登録 ボタンを押します。

→ 「7.2.1 先方負担料金の計算方法を確認する」参照

個別料金の登録または変更が完了して、[先方負担料金変更／参照]画面に戻ります。

⚠️ ご注意

料金改定日以前の期間に対する個別先方負担料金の金額は、改定日後は参照できません。改定日前後で同じ金額を設定する場合は、改定日の前に、改定日以降の期間に対する料金を設定してください。

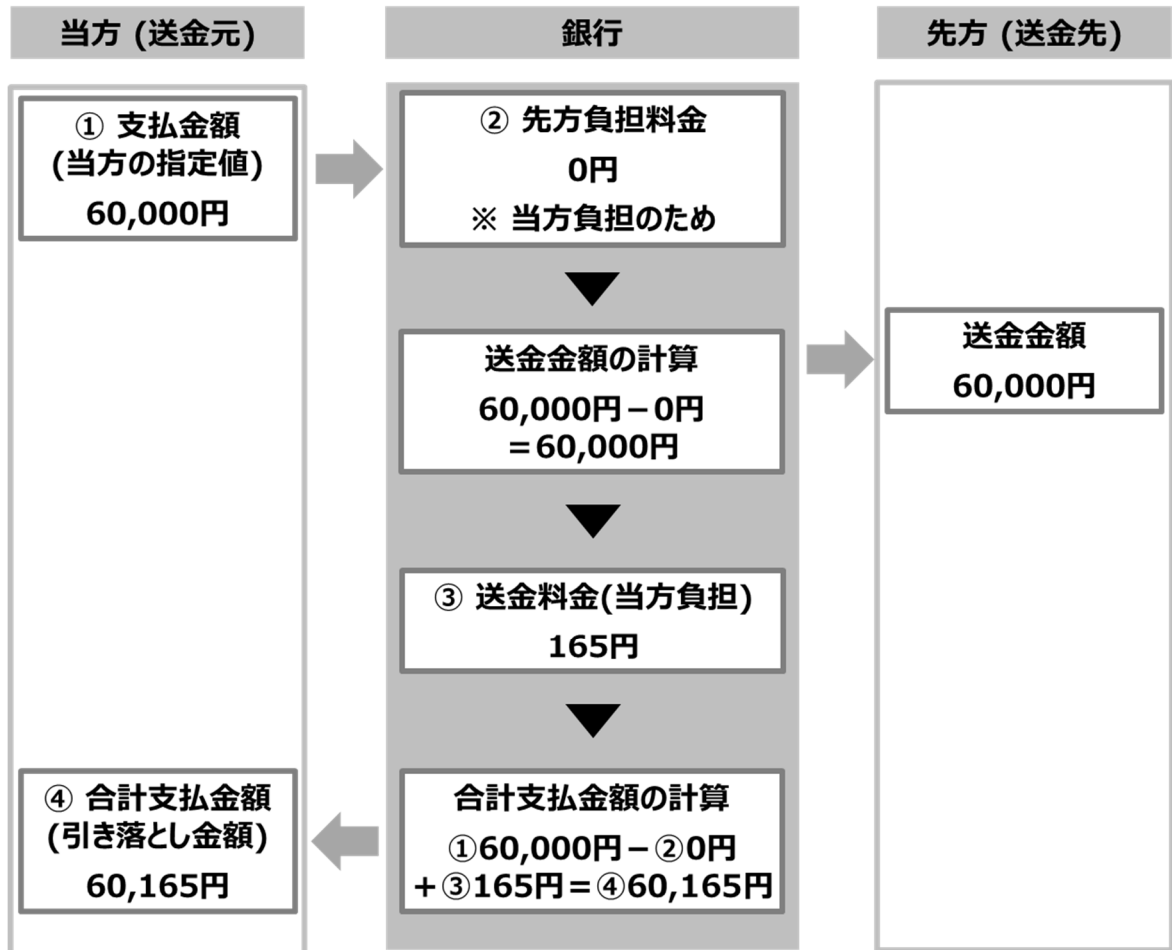
📌 メモ

標準料金をもとにして基準金額および先方負担料金を指定する場合は、[標準料金読込]ボタンを押して、標準料金を読み込んでください。

7.2.1 先方負担料金の計算方法を確認する

振込・振替の際の料金の負担元は、当方または先方のどちらかを選択できます。それぞれの例は次のとおりです。（2021年11月現在）

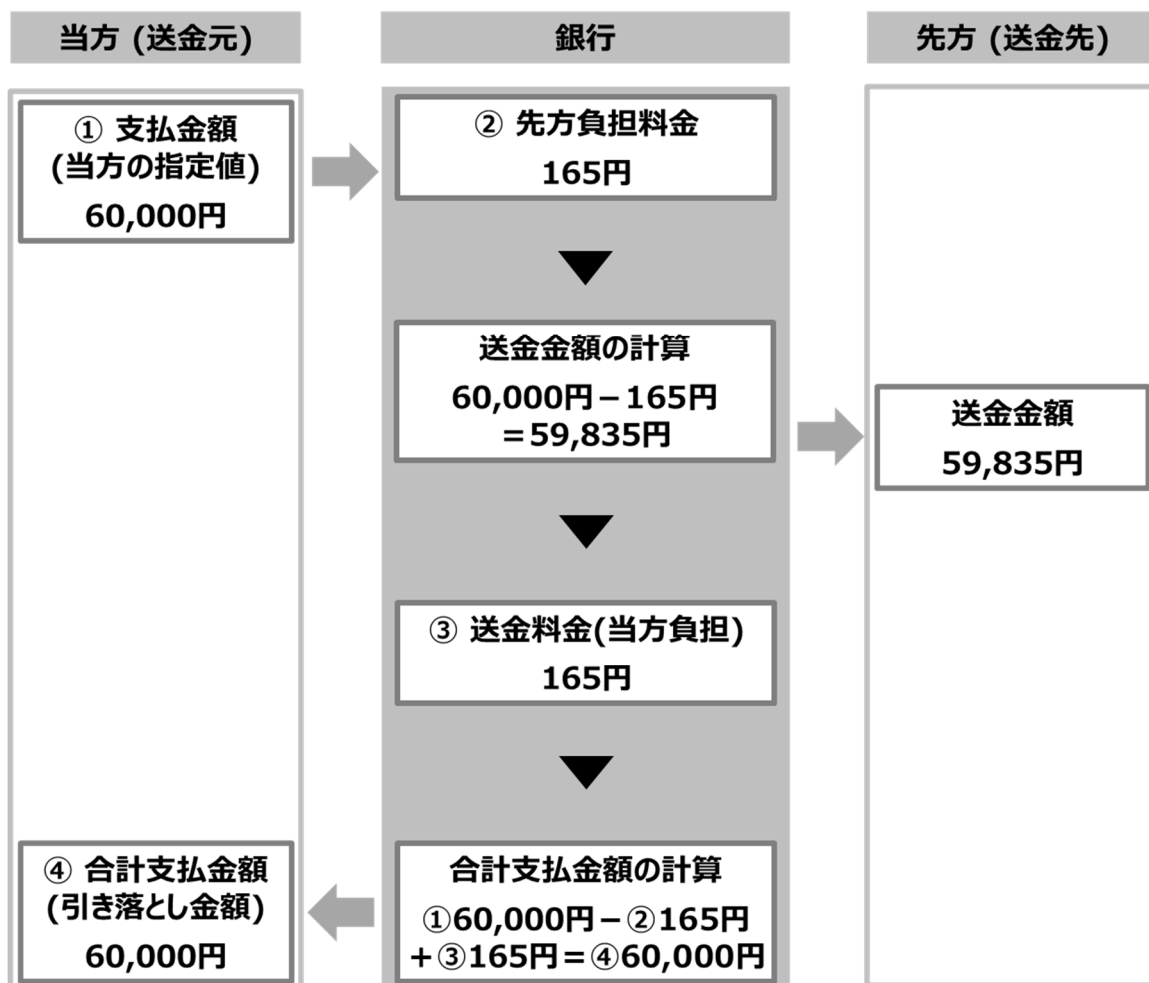
【当方負担の例】



当行所定の料金（例：他金融機関あて送金の場合）

料金
165円

[先方負担の例]



当行所定の料金 (例：他金融機関あて送金の場合)

料金
165 円

先方負担の場合、個別料金を利用し、かつ、支払金額によって先方負担料金を変更する場合は次に示す3つの先方負担料金の計算方法があります。

- 据置型
- 未満料金加算型
- 以上料金加算型

※2021年11月より、送金料金は支払金額にかかわらず一律の料金となりましたので、標準料金を適用する場合はどの計算方法を選択しても先方負担料金は変わりません。

※以降のページでは、2021年10月までの料金を使用して、それぞれの計算方法の違いを説明します。

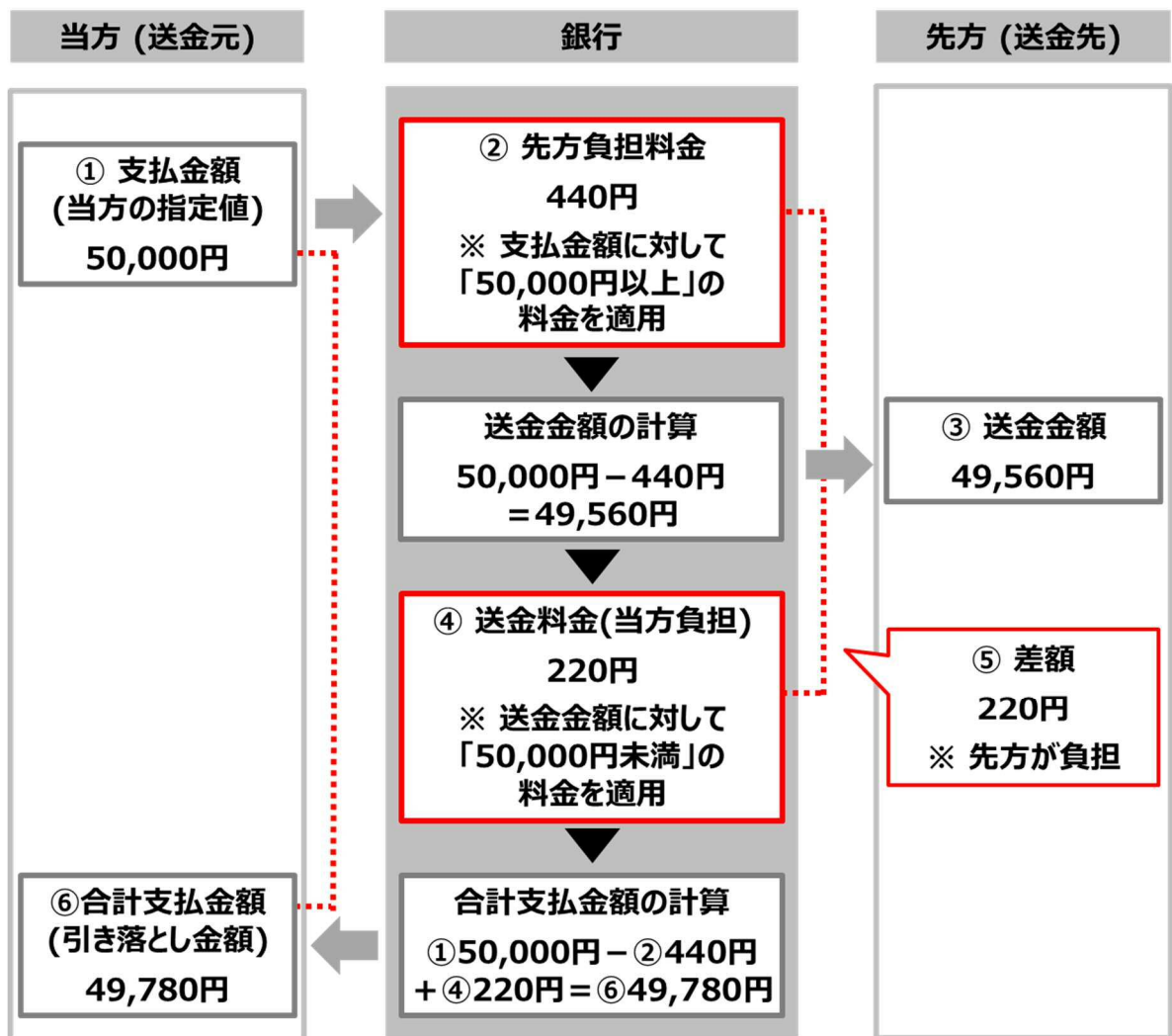
(1) 据置型 ※2021年10月時点の料金を例に説明します。

「当行所定の料金の境目となる金額」を基準として、料金を計算します。

⚠️ ご注意

- 先方負担料金が、送金料金（当方負担料金）より高くなる場合があります。
- 先方負担料金と送金料金（当方負担料金）の差額は、先方が負担します。

例：支払金額 50,000 円を基準とする場合



(a) 当行所定の料金 (例：他金融機関あて送金の場合)

金額	料金
50,000 円未満	220 円
50,000 円以上	440 円

<先方負担料金の適用方針>

支払金額が 50,000 円未満：220 円

支払金額が 50,000 円以上：440 円

<送金料金の適用方針>

送金金額が 50,000 円未満：220 円

送金金額が 50,000 円以上：440 円

(b) (a)に基づく据置型の料金

① 支払金額 (当方の指定値)	② 先方 負担料金	③ 送金金額 (料金差引後) [① - ②]	④ 送金料金 (当方負担)	⑤ 料金の 差額 [② - ④]	⑥ 合計 支払金額 [③ + ④]
49,999 円	220 円	49,779 円	220 円	0 円	49,999 円
50,000 円	440 円	49,560 円	220 円	220 円	49,780 円
50,219 円	440 円	49,779 円	220 円	220 円	49,999 円
50,220 円	440 円	49,780 円	220 円	220 円	50,000 円
50,439 円	440 円	49,999 円	220 円	220 円	50,219 円
50,440 円	440 円	50,000 円	440 円	0 円	50,440 円

(c) 料金の差額の負担元

「据置型」の場合、先方負担料金と送金料金（当方負担料金）の差額は、先方が負担します。

上記の例の場合、「①支払金額（当方の指定値）」が 50,000 円～50,439 円のと
き、先方負担料金と送金料金（当方負担料金）の間に差額が発生します。

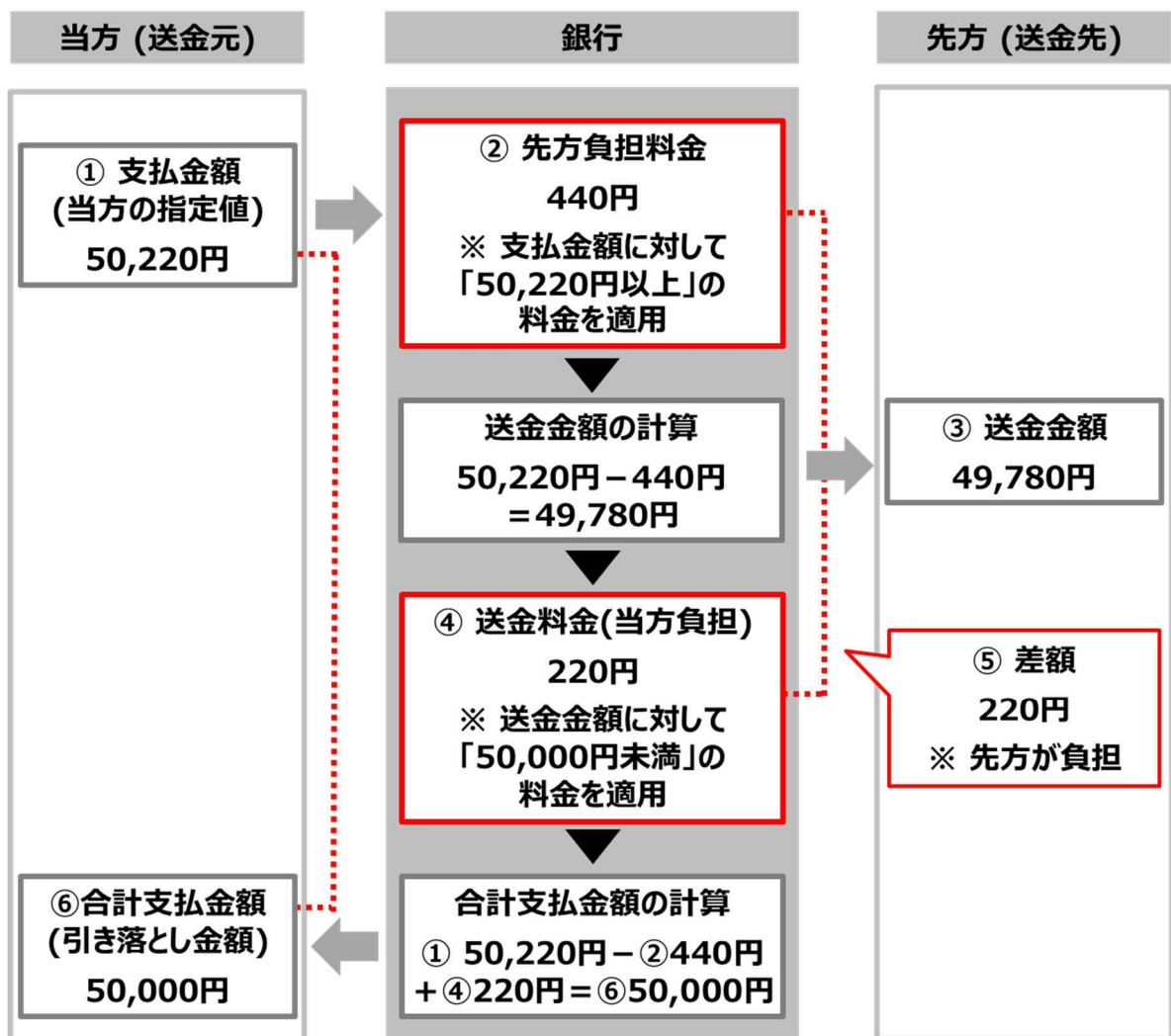
(2) 未満料金加算型 ※2021年10月時点の料金を例に説明します。

「当行所定の料金の境目となる金額 + 境目となる金額未満の場合の料金」を基準として、料金を計算します。

⚠️ ご注意

- 先方負担料金が、送金料金（当方負担料金）より高くなる場合があります。
- 先方負担料金と送金料金（当方負担料金）の差額は、先方が負担します。
- 「据置型」より、先方負担料金と送金料金（当方負担料金）の差額が発生する、支払金額の範囲が小さくなります。

例：支払金額 50,220 円（当行所定の料金の境目となる金額 50,000 円 + 境目となる金額未満の場合の料金 220 円）を基準とする場合



(a) 当行所定の料金 (例：他金融機関あて送金の場合)

金額	料金
50,000 円未満	220 円
50,000 円以上	440 円

<先方負担料金の適用方針>

支払金額が 50,220 円未満：220 円

支払金額が 50,220 円以上：440 円

<送金料金の適用方針>

送金金額が 50,000 円未満：220 円

送金金額が 50,000 円以上：440 円

(b) (a)に基づく未満料金加算型の料金

① 支払金額 (当方の指定値)	② 先方 負担料金	③ 送金金額 (料金差引後) [① - ②]	④ 送金料金 (当方負担)	⑤ 料金の 差額 [② - ④]	⑥ 合計 支払金額 [③ + ④]
49,999 円	220 円	49,779 円	220 円	0 円	49,999 円
50,000 円	220 円	49,780 円	220 円	0 円	50,000 円
50,219 円	220 円	49,999 円	220 円	0 円	50,219 円
50,220 円	440 円	49,780 円	220 円	220 円	50,000 円
50,439 円	440 円	49,999 円	220 円	220 円	50,219 円
50,440 円	440 円	50,000 円	440 円	0 円	50,440 円

(c) 料金の差額の負担元

「未満料金加算型」の場合、先方負担料金と送金料金（当方負担料金）の差額は、先方が負担します。

上記の例の場合、「① 支払金額（当方の指定値）」が 50,220 円～50,440 円の時、先方負担料金と送金料金（当方負担料金）の間に差額が発生します。

 **メモ**

「据置型」の場合、「① 支払金額（当方の指定値）」が 50,000 円～50,439 円のとときに差額が発生するため、「未満料金加算型」の方が、差額が発生する範囲が小さいことがわかります。

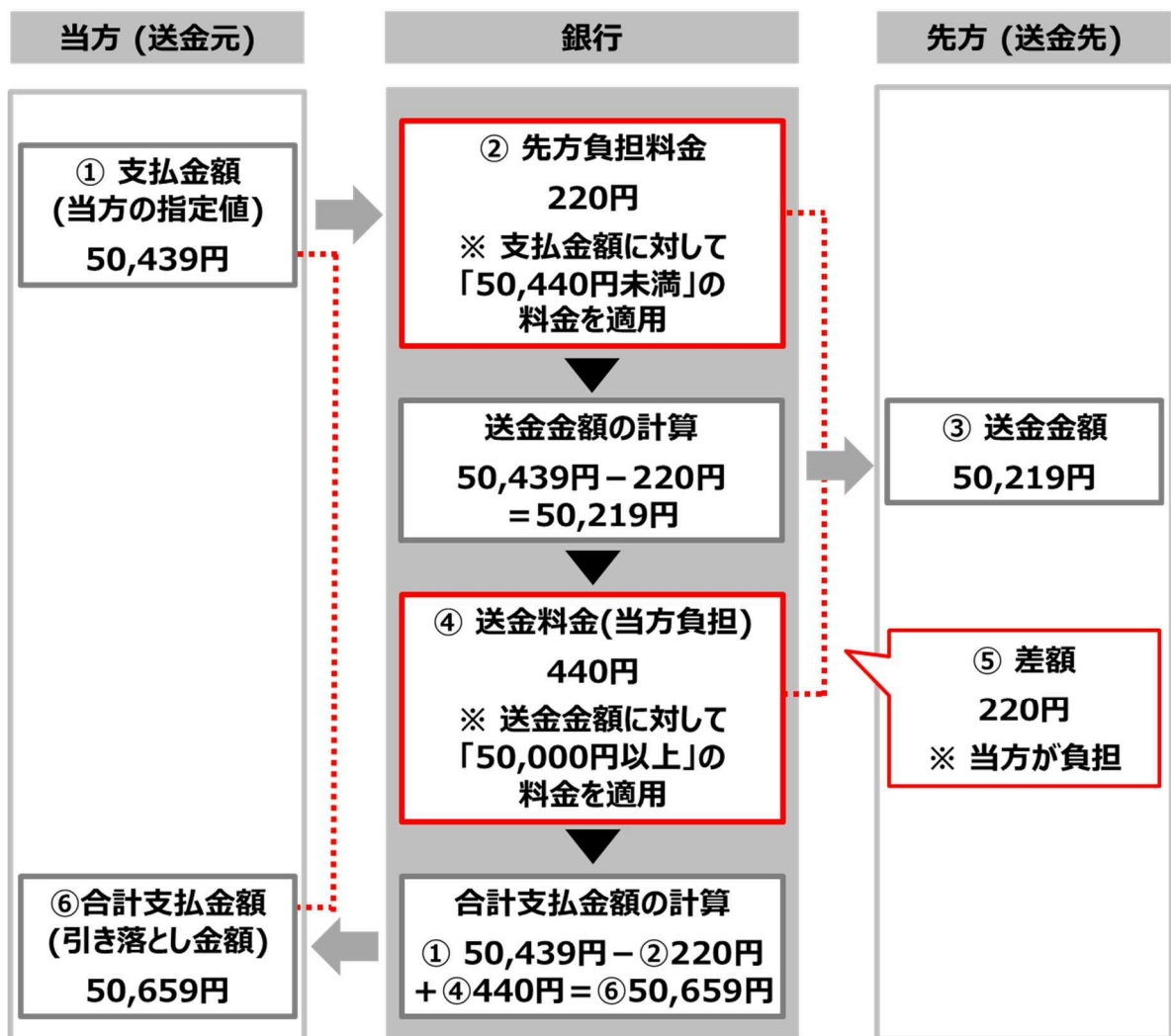
(3) 以上料金加算型 ※2021年10月時点の料金を例に説明します。

「当行所定の料金の境目となる金額 + 境目となる金額以上の場合の料金」を基準として、料金を計算します。

! ご注意

- 送金料金（当方負担料金）が、先方負担料金より高くなる場合があります。
- 先方負担料金と送金料金（当方負担料金）の差額は、当方が負担します。
- 「据置型」より、先方負担料金と送金料金（当方負担料金）の差額が発生する、支払金額の範囲が小さくなります。

例：支払金額 50,440 円（当行所定の料金の境目となる金額 50,000 円 + 境目となる金額以上の場合の料金 440 円）を基準とする場合



(a) 当行所定の料金 (例：他金融機関あて送金の場合)

金額	料金
50,000 円未満	220 円
50,000 円以上	440 円

<先方負担料金の適用方針>

支払金額が 50,440 円未満 : 220 円

支払金額が 50,440 円以上 : 440 円

<送金料金の適用方針>

送金金額が 50,000 円未満 : 220 円

送金金額が 50,000 円以上 : 440 円

(b) (a)に基づく以上料金加算型の料金

① 支払金額 (当方の指定値)	② 先方 負担料金	③ 送金金額 (料金差引後) [① - ②]	④ 送金料金 (当方負担)	⑤ 料金の 差額 [② - ④]	⑥ 合計 支払金額 [③ + ④]
49,999 円	220 円	49,779 円	220 円	0 円	49,999 円
50,000 円	220 円	49,780 円	220 円	0 円	50,000 円
50,219 円	220 円	49,999 円	220 円	0 円	50,219 円
50,220 円	220 円	50,000 円	440 円	-220 円	50,440 円
50,439 円	220 円	50,219 円	440 円	-220 円	50,659 円
50,440 円	440 円	50,000 円	440 円	0 円	50,440 円

(c) 料金の差額の負担元

「以上料金加算型」の場合、先方負担料金と送金料金（当方負担料金）の差額は、当方が負担します。

上記の例の場合、「① 支払金額（当方の指定値）」が 50,220 円～50,439 円の時、先方負担料金と送金料金（当方負担料金）の間に差額が発生します。



「据置型」の場合、「① 支払金額（当方の指定値）」が 50,000 円～50,439 円のとときに差額が発生するため、「以上料金加算型」の方が、差額が発生する範囲が小さいことがわかります。